平成２５年（フ）第５号
横浜市港南区笹下５丁目７番15号　エステートピア春日103
債務者　目黒　敬子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１２号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野２丁目20番地10
債務者　齊藤　　香
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７４号
沖縄県うるま市石川曙３丁目７番６号　ナカマハイツ301号
債務者　眞志保秀紀
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７４１号
静岡市清水区村松原３丁目５番８号　エスポワールＫ101、旧住所静岡県三島市多呂206番地の３　メイプルガーデンＢ―101
債務者　矢田部　摂
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４２６６号
東京都大田区西馬込１丁目27番16号
破産者　有限会社和光電機製作所
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２６７号
愛知県豊田市大林町17丁目13―４―203
破産者　佐藤　和光
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２６８号
愛知県豊田市大林町17丁目13―４―203
破産者　佐藤　桂子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７０号
東京都足立区谷中２丁目12番９号
破産者　石山興業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０３７号
千葉県習志野市屋敷５丁目７―３
破産者　滝沢　雅司
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１６３号
東京都新宿区新宿１丁目９番７号
破産者　日本会計システム株式会社
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２５０号
東京都練馬区高松２丁目25―12　第３コーポ光201
破産者　森　キヨ子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７９８号
東京都新宿区百人町１丁目20番26号
破産者　株式会社ＨＣ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７９９号
東京都江戸川区小松川１丁目２―４―905
破産者　崔　　玉種
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８０４号
東京都中央区東日本橋２丁目４番９号
破産者　株式会社ＬＧＢ―ＷＯＲＫＳ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４１号
神奈川県座間市東原５丁目１―13―401
破産者　後藤　博道
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８６３号
東京都葛飾区青戸１丁目９番23号
破産者　有限会社グルメフーズ
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８６４号
千葉県船橋市北本町２丁目３―27、開始決定時の住所千葉県船橋市海神３丁目３―５
破産者　橋本　興一
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８９３号
東京都練馬区石神井町７丁目１番14号　石神井スカイビル103号
破産者　有限会社北原不動産
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４０８号
東京都豊島区東池袋３丁目11番８号
破産者　株式会社アイドマン
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４０９号
東京都中央区銀座７丁目13番６号　サガミビル５Ｆ
破産者　有限会社アストン
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５１７号
東京都台東区浅草橋５丁目24番４号
破産者　有限会社ビー・エス・シー
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部